松江市農業委員会だより

あさつゆ

第45号

（編集・発行）松江市農業委員会　〒690-8540　松江市末次町86番地　☎55-5528　令和5年11月発行

写真紹介

渡部　卓也さん

新規就農２年目のイチゴ農家で現在、竹矢で育苗用ハウス１棟、栽培用ハウス２棟で約３千株のイチゴを栽培（品種は「紅ほっぺ」）。
来年中には１棟増やし、約５千株を栽培し、経営の安定化を図りたいとのこと。
出荷はJA産直のほか、収穫時期には東松江駅の近くのハウス付近で直売所の開設を予定している。

最適化推進委員紹介

各委員に決定しました。任期は３年です。

会長就任挨拶

農業委員会 会長
三 島　　進

農業委員会の活動に対して、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。この度、第一回総会にて会長に再任いただきました。微力の身ではありますが、不惜身命松江市の農業振興と委員会発展のために尽力して参ります。

ロシアのウクライナ侵攻により、物価高騰を招き経済は混乱を極めておりますが、農業経営者にもその影響は深刻で、当面は厳しい状況が続くとされます。そういった中で、後継者及び組織の育成、荒廃農地の発生抑制と解消対策、鳥獣被害対策は重要課題であります。松江市にも耕作条件が厳しい中山間地域があり、営農活動はもとより集落の環境維持の取組がますます重要となります。

現在、各地域にて地域計画を策定することとなっております。地域計画は農家の意向を踏まえ、将来の地域農業の在り方を共有し組み立てていくものです。農地を守るため、地域環境を維持するため、積極的な話し合いを皆様にお願い申し上げます。

最後に、我々松江市農業委員会が一丸となり、行政機関等と連携しながら役割を果たせるよう努力して参ります。これまで同様にご指導ご協力をお願いして再任のご挨拶といたします。

中立委員

磯部美津子

島根・美保関

松本　喜次
【島根・美保関】
☎75-0439

相見　鐘治
【島根】
☎85-3038

井川　芳樹
【美保関】
☎75-0580

本　　庄

古藤　俊光
【本庄】
☎34-0072

田村　久志
【本庄】
☎34-1090

松本　良広
【本庄】
☎34-0227

八　　束

渡部　文明
【八束】
☎76-2186

吉岡　郁夫
【八束】
☎76-2345

吉岡　敏弘
【八束】
☎76-2600

川津・持田

足立　裕子
【川津・持田】
☎25-6053

野津　一修
【川津】
☎24-9524

西村　靖
【持田】
☎34-0248

藤原　薫
【持田】
☎24-0789

朝　　酌

運営委員
吉岡　幸雄
【朝酌】
☎39-0587

野津　富夫
【朝酌】
☎39-0243

松浦　美幸
【朝酌】
☎39-0209

庭

福島　真治
【大庭】
☎23-7527

竹矢・津田

運営委員
角田　正紀
【竹矢・津田・揖屋干拓】
☎37-0683

角　　清利
【竹矢】
☎37-0181

矢野雄一郎
【津田・揖屋干拓(意宇町)】
☎090-7272-0854

郷原　　亨
【津田】
☎21-6700

揖屋・意東（東出雲）

森口　順子
【揖屋・意東(東出雲)】
☎52-4555

石倉　道夫
【揖屋・意東】
☎52-7583

石倉　満雄
【揖屋・意東】
☎52-2141

八　　雲

矢野　秀行
【八雲】
☎54-2410

稲田　　宗
【八雲】
☎54-0625

前田　和憲
【八雲】
☎54-0414

前田　保典
【八雲】
☎54-0117

三島　幸晴
【八雲】
☎54-1687

出雲郷・揖屋干拓（東出雲）

副会長
岸本　定朝
【出雲郷・揖屋干拓(東出雲)】
☎52-2361

石倉　清己
【出雲郷・揖屋干拓】
☎52-2654

森本　明弘
【出雲郷・揖屋干拓】
☎61-2000

農業委員・農地利用

令和５年７月の改選により下記の方々が

鹿　島

運営委員 農
宮廻　彰夫
【鹿島】
☎82-1095

推
石橋　和寛
【鹿島】
☎82-1289

推
中村　晴彦
【鹿島】
☎82-2967

推
長廻　英夫
【鹿島】
☎82-1589

大野・秋鹿

農
小村　伸吾
【大野・秋鹿】
☎88-2313

推
石倉　正治
【大野】
☎88-2844

推
清水　秋廣
【秋鹿】
☎88-2743

推
小笠原　久
【秋鹿】
☎88-2812

古　江

運営委員 農
吉岡　雅裕
【古江】
☎36-4277

推
上田　隆夫
【古江】
☎36-7740

推
中倉　敏彦
【古江】
☎36-7782

推
山根　明利
【古江】
☎36-7043

生馬・法吉

農
清原　昭
【生馬・法吉】
☎36-7112

推
高橋　裕介
【生馬】
☎090-7597-9652

推
吉岡　孔吉
【生馬】
☎36-7476

推
森　秀雄
【法吉】
☎21-1860

副会長就任挨拶

農業委員会 副会長
岸 本 定 朝

この度、農業委員の任期満了に伴って再任され、松江市農業委員会副会長に就任いたしました。本市の農業振興に対し、引き続き尽力していきたいと考えています。

昨年の農業経営基盤強化促進法の改正でこれまでの「人・農地プラン」から、新たに農地の将来を見据えた「地域計画」の作成が必要となりました。これは、農地一筆ごとに10年後の耕作者を特定することが求められています。この改正は、将来の担い手を位置づけ、各地域ごとに土地利用の方向を示すものです。

折しも、松江市は、令和５年２月に都市計画法による線引き制度の廃止方針を表明しています。「地域計画」作成は、特に関係地域においては、線引き制度廃止後の農地を含めた土地利用計画との整合を取りながら進めていくことが、重要なポイントになると想定されます。

今回の「地域計画」の作成に当たり、我々農業委員会としても、行政当局をはじめ、ＪＡや関係団体等と連携を取り推進していきます。併せて地元農業者の意向も踏まえ、しっかり調整しながら、取り組んでいきたいと考えます。

終わりに、市内それぞれの地域の特性を活かして、本市の農業・農村が健全な形で維持発展できるよう努めていきたいと考えています。農業者の皆様の一層のご協力をお願いし、ご挨拶といたします。

玉　湯

農
勝田　達雄
【玉湯】
☎62-1771

推
松浦　孝治
【玉湯】
☎62-0608

推
高木　紀夫
【玉湯】
☎62-1743

乃木・忌部

農
石原　一男
【乃木・忌部】
☎33-2705

推
目次　宗昭
【乃木】
☎21-6229

推
松浦　久義
【忌部】
☎33-2417

推
青砥　芳美
【忌部】
☎33-2306

大

農
伊藤　和明
【大庭】
☎23-7447

農 農業委員
推 農地利用最適化推進委員

氏　名
【担当地区】
連絡先

宍　道（宍道）

会長 農
三島　進
【宍道（宍道）】
☎66-2058

推
高木　康治
【宍道】
☎66-1199

推
宮廻　義弘
【宍道】
☎66-1182

来　待（宍道）

農
永江　りえ
【来待（宍道）】
☎66-2513

推
石富　隆義
【来待】
☎66-0095

推
清水　和幸
【来待】
☎66-0092

推
土江　幹夫
【来待】
☎66-1534

農地の貸し借りの手続きが変わります

一般的に農地の貸し借りの手続きには、次の３種類の方法があります。

①貸主と借主の契約による「利用権設定等促進事業」（通称: 相対契約）←令和５年４月１日に廃止されました

②貸主と借主の間に農地中間管理機構（農地バンク）が入った契約「農地中間管理事業」

③農地法第３条の許可申請を受ける貸し借り

↓

「利用権設定等促進事業」（通称：相対契約）による貸し借りが廃止されました。

ただし、令和７年３月31日（令和７年３月５日農業委員会受付分）まで「利用権設定等促進事業」（通称：相対契約）利用することができます。

※ただし、その農地を含む地域で「地域計画」を策定する場合は、策定日の前日まで
※新規手続き・更新手続きともに可能です。
※貸借期間が令和７年３月31日を超えても**契約は有効**です。

ご不明な点等ご質問は　〒690－8540　松江市末次町86番地　松江市農業委員会事務局
TEL：55－5528　FAX：55－5246　E-mail：noui@city.matsue.lg.jp

知って得する！農家のための農業者年金

老後の備えとして、家族一人ひとりが準備することが大切です！
経営者だけでなく夫婦や親子で加入することをおすすめします。

加入資格（①と②を満たす方が加入できます）

①年間60日以上農業に従事する方
②国民年金の第１号被保険者（20歳以上60歳未満）または任意加入被保険者（60歳以上65歳未満）

利用しやすくメリットが大きい制度です！

✓保険料は自由に設定、いつでも見直し可能
（月額２万円から６万７千円の間で、千円単位）
✓**終身年金**（80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金）
✓少子高齢化に強い年金（積立方式）
✓支払った保険料は**全額社会保険料控除**の対象です
✓保険料の国庫補助がある

保険料月額２万円の場合の年金支給額（年額）

加入年齢	納付期間	男　性	女　性	夫婦で加入なら
20歳	40年	80万円	68万円	148万円
30歳	30年	53万円	45万円	98万円
40歳	20年	31万円	27万円	58万円
50歳	10年	14万円	12万円	26万円

この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。制度発足以降20年間の運用利回りの平均は2.94%で、予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められています。

詳しくは、農業委員会事務局（☎55－5528）
もしくはＪＡしまねくにびき地区本部金融課までお気軽にお問い合わせください。

購読始めてみませんか。

全国農業新聞は、農業専門誌です。営農とくらしに役立つ情報を皆様にお届けします。

◆月４回金曜日発行　◆購読料 / 月額 700円

お問い合わせ　農業委員会事務局　☎55-5528

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

令和５年度 情報委員会

委員長　角田正紀
副委員長　矢野秀行
委員　小村伸吾
委員　足立裕子
委員　勝田達雄
委員　松本喜次

私達が編集を担当しました。

松江市賃借料情報

令和４年１月から令和４年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。この金額はあくまで参考事例として表示していますので、これを目安に圃場条件等**各種条件を考慮し、賃貸借当事者間**で決めてください。

松江市農業委員会

【田（水稲、大豆等転作も含む）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	（参考）借賃無料のデータ数
旧松江市全域	2,500	5,000	1,700	210	147
旧鹿島町全域	4,800	8,000	1,700	43	9
旧島根町全域	—	—	—	データなし	データなし
旧美保関町全域	—	—	—	データなし	データなし
旧八雲村全域	5,200	8,500	2,800	11	122
旧玉湯町全域	4,400	5,000	2,000	11	27
旧宍道町全域	3,600	5,000	2,000	19	63
旧八束町全域	—	—	—	データなし	2
旧東出雲町全域	3,200	6,600	1,900	27	12
全松江市平均	3,700	—	—	—	—

【畑（普通畑）の部、樹園地含む】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	（参考）借賃無料のデータ数
旧八束町を除く松江市全域	5,500	10,700	2,300	48	22

【畑（花卉・薬用人参）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	（参考）借賃無料のデータ数
旧八束町全域	8,600	14,200	5,000	5	113

＊1 データ数は、集計に用いた筆数です。
＊2 平均額は、データ数による加重平均の値です。
＊3 賃借料を物納としている場合は含まれません。
＊4 金額は四捨五入し、100円単位としています。
＊5 利用状況が特殊なものは除外しています。

地域計画について

地域計画とは、地域の話合いにより、おおむね10年後に誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを明確にする計画です。

高齢化や担い手不足が心配される中、これまで地域の努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、地域で話合いをしましょう。

現在、松江市では、地域の活動組織を中心に説明会を実施し、地域計画策定に向けた取組を進めております。

地域で話し合う内容

1．地域における農業の将来の在り方
2．農業上の利用が行われる農用地等の区域
3．その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

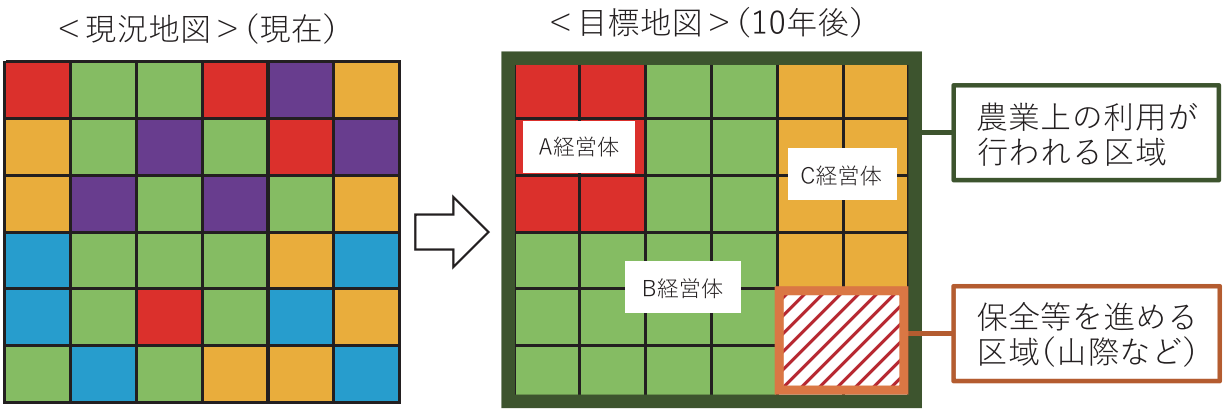

お問い合わせ先　農政課　農業企画係　☎55－5225

農地を転用する場合は、農業委員会の許可が必要です。

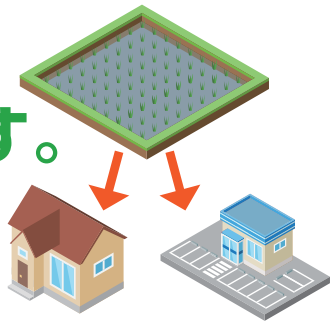

◎農地転用とは、農地を住宅、店舗、事務所、駐車場、資材置場などの農地以外の用途に変更することです。農地転用する場合は農業委員会への許可申請または届出の手続きが必要となります。（たとえ、自己の所有地であっても同様です。）

◎工事などで農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などに転用される場合も許可が必要です。

◎許可を受けないで、農地転用すると農地法違反となり工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。また、３年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は１億円以下）の罰金といった罰則が適用される場合もあります。

※市街化区域内の農地転用は届出が必要です。

※田を埋め立てて畑に転換する場合も手続きが必要です。

お問い合わせ先　農業委員会事務局　☎55－5528